

旭川市以外の上川管内の飲食店等の皆さまへのお願い

旭川市以外の上川管内の市町村は、国による緊急事態宣言の一般措置区域に指定され、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、道では、道内の飲食店等に対して営業時間短縮等の要請することを決定しました(※)。

対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

※**新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条**

※なお、以下の内容は、今後の感染状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

変更が生じた際には、隨時お知らせいたします。

■要請期間 **8月27日(金)から9月12日(日)まで**

(遅くとも8月30日(月)からご協力をお願いします。)

■対象施設

〔飲食店〕飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

〔遊興施設〕キャバレー、カラオケボックス等で飲食店営業許可を受けている店舗

〔結婚式場〕飲食店営業許可を受けている結婚式場

■要請内容 ※ 支援金の単価については、裏面もご覧ください

①営業時間は**5時から20時まで**

②酒類の提供^{※1}は、**一定の要件**を満たした店舗においては**11時から19時まで**できることとし、要件を満たさない店舗については、酒類の提供を行わない。

※1：利用者による酒類の店内持込を含みます。

③業種別ガイドラインなど**感染防止対策**を実施する

④飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない
※「一定の要件」及び「感染防止対策」については、裏面をご覧ください

支援金

●中小企業・個人事業者

売上高に応じて**2.5～7.5万円／日**

●大企業

売上高の減少額に応じて**最大20万円／日**

※支援金は店舗ごとに支給します。

【参考】業種別ガイドライン(内閣官房のページ)<https://corona.go.jp/prevention/>

酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後8時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。



支援金の申請について

支援金については、下記の予定です。
決まり次第、順次、ホームページに掲載いたします。

■受付開始

決まり次第お知らせします。

■支援金の単価

●中小企業・個人事業主

・2.5万円：1店舗1日当たりの売上高が83,333円以下

・2.5～7.5万円：1店舗1日当たりの売上高が

83,333円を超え250,000円以下(※)

・7.5万円：1店舗1日当たりの売上高が250,000円を超える

●大企業 1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円

※令和元年又は令和2年8月～9月の売上高÷61×0.3(千円未満は切り上げ)

■申請方法

決まり次第お知らせします。

※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

酒類の提供を行う場合は、次の要件を満たしてください。

- ・同一グループの入店は原則4人以内 アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
- ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- ・滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践）
- ・業務開始前に検温を行うなど従業員の体調確認を行う

また、業種別ガイドラインの遵守など次の感染防止対策を実施してください。

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指消毒設備の設置
- ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)
- ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- ・施設の換気を行う など

※詳細は、道のホームページをご覧ください

○令和3年度感染防止対策協力支援金に関するお問い合わせ

■専用ダイヤル

電話番号 011-350-7377 (8:45～17:30)

■ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/kyuugyouyousei.htm>

